

社会福祉法人輪島市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進に取り組む。

<対策>

計画的に有給休暇を取得するよう取得状況の定期的な確認や法人内での取得啓発などの促進等を行う。

取得率の低い部署へは原因を確認しながら積極的に有給休暇を取得できるような環境づくりを行う。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

制度に関する資料を作成し職員に配布、朝礼での周知、各所属長からの対象者への説明等により周知を図る。

目標3 学校行事への参加や家庭行事の際に積極的に休暇を取得できるよう業務を調整するなどの配慮を行う。

<対策>

法人内情報共有システムを通じて管理職が業務の進捗状況を把握するなど休暇が取得しやすい雇用環境の整備を行う。